大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３１年３月２８日

大和市長　大　木　　哲

大和市規則第２２号

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成２６年大和市規則第６２号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項第５号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。